

2024/08/06

電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討について

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

7月23日に開催された検討会において提示された「電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討について（案）」に関して

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bango_seisaku/02kiban06_04000160.html

この資料4-1について、概ね賛同いたします。

その上で、下記の事項について

欠格事由の見直し

窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺の犯罪歴を欠格事由とすることに違和感はなく、一定の年数の間、事業を行うことに禁止することは、犯罪を防止する上で有効ではないかと考える。

事業者の自主的取組と規制について

① 電気通信番号使用計画の認定の確認

電気通信番号使用計画の認定及び電気通信事業者であることの確認を行うことについて有効だと考えられ、現状を鑑みるに法的義務づけを行うべきだと考えられる。

② 番号の提供数の制限

事業実績が6ヶ月未満の事業者について提供する番号を50個以内とすることについて賛成であり、場合によっては次の6ヶ月についても50個までとすることも問題ないのではないかと考える。

③ 本人確認

既に事業者による取組がなされていることから現状では特に法律で義務づけるまでもなく、今後の動向次第で見直しを行うということによいのではないかと考える。

④ 当人確認

本人確認同様、既に事業者による取組もなされていることから、こちらも今後の動向を見ながら見直しを行うと言うことでよいのではないか。

ただ、最近の犯罪実態では闇バイトなどで名義貸しなども行われていることなどから、より効果的な手法についても検討されるべきだと考えられる。

⑤ 与信審査

③等と同じく、既に取組がなされていること、また予審そのものと犯罪の関係性はそれほど高くないと考えられることから法律による義務づけまでは不要だと思われる。

⑥ 二次卸の禁止

こちらも他のものと同じく、既に事業者の取組が行われていること。また、二次卸は既に幅広く行われていることなどから影響も大きく、直ちに何らかの対応が求められるものだと考えにくい。ただし、今後の動向を注視しつつ必要に応じて対策を検討する必要があるのではないかと考える。

以上